

## 指定申請に必要な書類一覧(チェック用)

◎: 提出が必要な書類

○: 既に介護サービス事業所又は介護予防サービス事業所のうち、どちらか一方の指定を受けている事業者が、新たに介護予防サービス事業所又は介護サービス事業所の指定申請を行う場合、提出済みの取扱いとできる書類(みなし指定を除く)。

(例: 既に訪問入浴介護の指定を受けている事業所が、新たに介護予防訪問入浴介護事業所の指定申請を行う場合、既に提出している書類に変更が無い場合に提出を省略することが可能。)

添付書類番号	書類区分	訪問介護	訪問入浴介護(予防)	訪問看護(予防) 注7	訪問リハビリテーション(予防)	居宅療養管理指導(予防)	通所介護	通所リハビリテーション(予防)	短期入所生活介護(予防)	短期入所療養介護(予防)	特定施設入居者生活介護(予防)	福祉用具貸与(予防)	特定福祉用具販売(予防)	参考様式の有無(ページ数)
		みなし指定の対象												
	指定申請書	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	別記第1号様式(P72)
	各サービス類型ごとの付表	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
	各サービス類型ごとの別添	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
1	申請者の登記簿謄本又は条例等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
2	病院、診療所、薬局、介護老人保健施設、介護医療院、特別養護老人ホームの開設許可証等の写			○(注1)	○(注1・注3)	○(注1・注2)		○(注1・注3)	○(注4)	○(注1・注3)				
3	従業員の勤務体制及び勤務形態一覧表	○	○	○			○	○	○	○	○	○	○	参考様式1(P114~)
4	訪問看護ステーション管理者の免許証の写			○(注8)										
5	計画作成担当者の経歴										○			参考様式2(P210)
6	サービス提供責任者の氏名、住所及び経歴	○												参考様式2(P210)
7	経験看護師等の経歴							○(注6)						参考様式2(P210)
8	精神保健福祉士に準ずる者の経歴									○				参考様式2(P210)
9	平面図	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	参考様式3(P211)
10	居室面積等一覧表								○	○	○			参考様式4(P212)
11	設備・備品等一覧表		○				○	○	○	○	○	○	○	参考様式5(P213)
12	運営規程	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
13	利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	参考様式6(P214)
14	サービス提供実施単位一覧表						○	○						参考様式7(P215)
15	協力医療機関(協力歯科医療機関)との契約の内容		○						○		○			
16	関係市町村並びに他の保健・医療・福祉サービスの提供主体との連携の内容													
17	福祉用具の保管及び消毒の方法(他に委託する場合はその状況)											○		
18	受託居宅サービス事業者が事業を行う事業所の名称等並びに当該事業者の名称等										○			参考様式8(P216)
19	誓約書	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	参考様式9(P217~)
20	資格を証明する書類	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
21	雇用契約書(雇用確約証明書)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	参考様式11-1(P221)又は11-2(P222)
22	当該事業所に勤務する介護支援専門員一覧表										◎			参考様式10(P220)
23	市町村意見書(訪問介護)	○(注5)												参考様式12(P223)
24	建築基準法・消防法の検査済証等						○	○	○	○	○			
25	非常災害対策計画						○	○	○	○	○			詳しくは高齢者保健福祉課ホームページをご覧ください。
26	損害賠償発生時に対応が可能であることが分かる書類(利用者に対する損害賠償責任保険証書の写しなど)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	

注1 病院・診療所において行う場合添付してください。この場合、訪問看護の4を添付する必要はありません。

注2 薬局において行う場合添付してください。

注3 老人保健施設または介護医療院において行う場合添付してください。

注4 特別養護老人ホームにおいて行う場合のみ添付してください。

注5 「通院等のための乗車又は降車の介助」を行う訪問介護事業所の場合のみ添付が必要です。

注6 診療所が行う場合のみ添付が必要です。

注7 訪問看護ステーションが申請する場合にあって、訪問看護事業の指定申請または変更届出の際、既に提出されている書類と内容が重複する場合は、表中の「○」の添付書類を省

注8 訪問看護ステーションの場合にのみ添付が必要です。